

(保 256)

令和 2 年 2 月 2 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

令和元年台風第 1 5 号又は第 1 9 号等に伴う災害の被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて (その 15)

令和元年台風第 1 5 号又は第 1 9 号等に伴う災害の被災に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額 (以下「一部負担金等」) の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和元年 1 0 月 2 1 日付 (保 153) F「令和元年台風第 1 9 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」よりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料 1 の別紙 1、別紙 2 のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

また、当該取扱いの期間につきまして、令和 2 年 4 月 1 日以降については、保険者から交付された一部負担金等の「猶予・免除証明書」を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除することとされました。

当該取扱いの周知に当たっては、添付資料 2 のとおり、被災地域ごとのリーフレットが各都県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県) 更新されておりますので、適宜ご活用ください。

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その 15)
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)
2. 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等の被災者の皆様へ
(令 2. 2. 27 リーフレット 厚生労働省)

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に伴う災害の被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その 15)

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

なお、「令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 14)」(令和 2 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡)から、2 取扱いの期間、別紙 1 及び別紙 2 を更新している。

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1)以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2)令和元年台風第15号又は第19号等により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年3月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、令和2年4月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除すること。

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）（令和 2 年 2 月以降）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岩手県	大船渡市
2		陸前高田市
3		釜石市
4		大槌町
5	宮城県	仙台市
6		石巻市
7		塩竈市
8		気仙沼市
9		白石市
10		名取市
11		角田市
12		多賀城市
13		岩沼市
14		登米市
15		栗原市
16		東松島市
17		大崎市
18		富谷市
19		蔵王町
20		七ヶ宿町
21		大河原町
22		村田町
23		柴田町
24		川崎町
25		丸森町
26		亘理町
27		山元町
28		松島町
29		七ヶ浜町
30		利府町
31		大和町
32		大郷町
33		大衡村
34		色麻町
35		加美町
36		涌谷町

37		美里町
38		女川町
39		南三陸町
40	福島県	郡山市
41		白河市
42		須賀川市
43		喜多方市
44		南相馬市
45		本宮市
46		桑折町
47		国見町
48		大玉村
49		鏡石町
50		天栄村
51		下郷町
52		檜枝岐村
53		磐梯町
54		会津美里町
55		西郷村
56		泉崎村
57		中島村
58		矢吹町
59		棚倉町
60		鮫川村
61		石川町
62		玉川村
63		平田村
64		浅川町
65		古殿町
66		三春町
67		小野町
68		広野町
69		檜葉町
70		川内村
71		大熊町
72		双葉町
73		浪江町
74		葛尾村
75		飯舘村
76	茨城県	日立市
77		土浦市

78		古河市
79		石岡市
80		結城市
81		常陸太田市
82		高萩市
83		北茨城市
84		茨城町
85		常陸大宮市
86		大子町
87		守谷市
88		つくば市
89		ひたちなか市
90		坂東市
91		筑西市
92		かすみがうら市
93		桜川市
94		鉾田市
95	栃木県	宇都宮市
96		足利市
97		栃木市
98		佐野市
99		鹿沼市
100		日光市
101		大田原市
102		矢板市
103		那須塩原市
104		さくら市
105		塩谷町
106		那須町
107		那珂川町
108		那須烏山市
109		小山市
110		下野市
111		上三川町
112		茂木町
113		市貝町
114		壬生町
115	群馬県	前橋市
116		高崎市
117		桐生市
118		太田市

119		沼田市
120		館林市
121		渋川市
122		藤岡市
123		富岡市
124		安中市
125		榛東村
126		吉岡町
127		神流町
128		上野村
129		下仁田町
130		南牧村
131		甘楽町
132		中之条町
133		長野原町
134		草津町
135		高山村
136		玉村町
137		千代田町
138		大泉町
139		邑楽町
140		みなかみ町
141		みどり市
142		東吾妻町
143	埼玉県	さいたま市
144		川越市
145		熊谷市
146		川口市
147		行田市
148		秩父市
149		所沢市
150		飯能市
151		本庄市
152		東松山市
153		春日部市
154		狭山市
155		深谷市
156		越谷市
157		蕨市
158		戸田市
159		入間市

160		朝霞市
161		志木市
162		和光市
163		新座市
164		富士見市
165		坂戸市
166		鶴ヶ島市
167		日高市
168		ふじみ野市
169		三芳町
170		毛呂山町
171		越生町
172		滑川町
173		嵐山町
174		鳩山町
175		ときがわ町
176		横瀬町
177		皆野町
178		長瀬町
179		小鹿野町
180		東秩父村
181		美里町
182		神川町
183		上里町
184		寄居町
185	千葉県	千葉市
		中央区
		花見川区
		稲毛区
		若葉区
		緑区
186		銚子市
187		館山市
188		木更津市
189		茂原市
190		旭市
191		市原市
192		鴨川市
193		君津市
194		富津市
195		袖ヶ浦市

196		富里市
197		南房総市
198		匝瑳市
199		香取市
200		山武市
201		大網白里市
202		横芝光町
203		長柄町
204		鋸南町
205	東京都	大田区
206		北区
207		板橋区
208		練馬区
209		八王子市
210		立川市
211		昭島市
212		調布市
213		町田市
214		小金井市
215		日野市
216		福生市
217		狛江市
218		東大和市
219		武蔵村山市
220		多摩市
221		稲城市
222		羽村市
223		あきる野市
224		瑞穂町
225		日の出町
226		檜原村
227		奥多摩町
228	神奈川県	川崎市
229		相模原市
230		平塚市
231		小田原市
232		茅ヶ崎市
233		秦野市
234		厚木市
235		伊勢原市
236		海老名市

237		座間市
238		南足柄市
239		寒川町
240		大井町
241		松田町
242		山北町
243		箱根町
244		湯河原町
245		愛川町
246		清川村
247	新潟県	上越市
248	山梨県	富士吉田市
249		都留市
250		韮崎市
251		北杜市
252		笛吹市
253		上野原市
254		甲州市
255		身延町
256		南部町
257		鳴沢村
258		富士河口湖町
259		小菅村
260		丹波山村
261	長野県	長野市
262		松本市
263		上田市
264		岡谷市
265		諏訪市
266		須坂市
267		小諸市
268		伊那市
269		中野市
270		飯山市
271		茅野市
272		塩尻市
273		佐久市
274		千曲市
275		東御市
276		安曇野市
277		小海町

278		川上村
279		南相木村
280		北相木村
281		佐久穂町
282		軽井沢町
283		御代田町
284		立科町
285		青木村
286		長和町
287		富士見町
288		原村
289		辰野町
290		宮田村
291		麻績村
292		生坂村
293		坂城町
294		小布施町
295		高山村
296		山ノ内町
297		飯綱町
298		栄村
299	静岡県	伊豆の国市
300		函南町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	宮城県後期高齢者医療広域連合
2	福島県後期高齢者医療広域連合
3	栃木県後期高齢者医療広域連合
4	群馬県後期高齢者医療広域連合
5	千葉県後期高齢者医療広域連合
6	埼玉県後期高齢者医療広域連合
7	東京都後期高齢者医療広域連合
8	神奈川県後期高齢者医療広域連合

9	新潟県後期高齢者医療広域連合
10	山梨県後期高齢者医療広域連合
11	長野県後期高齢者医療広域連合
12	静岡県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）（令和２年２月以降）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

各々の健康保険組合について、「対象災害欄」において「○」を付した災害に関して一部負担金等の猶予を行うと回答

	健保組合名	所在地	対象災害欄		
			台風 15 号	台風 19 号	10 月 25 日 大雨
1	ADEKA健康保険組合	東京都	○	○	○
2	ANAウイングス健康保険組合	東京都	○	○	○
3	GWA 健康保険組合	東京都	○	○	○
4	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都	○	○	○
5	KYB 健康保険組合	岐阜県	○	○	○
6	LIXIL 健康保険組合	東京都	○	-	-
7	MBK 連合健康保険組合	東京都	○	-	-
8	NIPPO 健康保険組合	東京都	○	○	○
9	NOK健康保険組合	東京都	-	○	-
10	SCSK 健康保険組合	東京都	○	○	-
11	SMBC 日興証券グループ健康保険組合	東京都	○	○	○
12	TCS グループ健康保険組合	東京都	-	○	-
13	TMG 健康保険組合	埼玉県	-	-	○
14	YKK健康保険組合	富山県	-	○	-
15	アイシン健康保険組合	愛知県	○	○	-
16	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県	○	○	○
17	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県	○	○	○

18	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県	○	○	○
19	愛知製鋼健康保険組合	愛知県	○	○	○
20	愛鉄連健康保険組合	愛知県	○	○	○
21	青山商事健康保険組合	広島県	-	○	-
22	アコム健康保険組合	東京都	○	○	○
23	旭化成健康保険組合	宮崎県	-	○	-
24	アサヒグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
25	朝日生命健康保険組合	東京都	○	○	○
26	アプラス健康保険組合	東京都	○	-	○
27	アルプス電気健康保険組合	東京都	-	○	-
28	イオン健康保険組合	千葉県	-	○	-
29	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府	○	○	○
30	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県	-	○	-
31	石塚硝子健康保険組合	愛知県	○	○	○
32	井関農機健康保険組合	愛媛県	○	-	-
33	伊藤忠連合健康保険組合	東京都	○	○	○
34	イノアック健康保険組合	愛知県	○	○	○
35	イビデン健康保険組合	岐阜県	○	○	○
36	イマジカ健康保険組合	東京都	○	○	○
37	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都	○	○	○
38	ウラベ健康保険組合	広島県	○	○	○
39	永大産業健康保険組合	大阪府	○	○	○
40	エクセディ健康保険組合	大阪府	○	○	○
41	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都	-	○	-
42	荏原健康保険組合	東京都	○	○	○
43	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県	○	○	○
44	王子製紙健康保険組合	東京都	-	○	-
45	大阪織物商健康保険組合	大阪府	○	○	○

46	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府	○	○	○
47	大阪工作機械健康保険組合	大阪府	○	○	○
48	大阪港湾健康保険組合	大阪府	○	○	○
49	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
50	大阪紙商健康保険組合	大阪府	-	○	-
51	大阪自転車健康保険組合	大阪府	○	○	○
52	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府	-	○	-
53	大阪自動車販売店健康保険組合	大阪府	-	○	-
54	大阪食糧連合健康保険組合	大阪府	○	○	○
55	大阪ニット健康保険組合	大阪府	○	○	○
56	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府	-	○	-
57	大阪府建築健康保険組合	大阪府	○	○	○
58	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府	○	○	○
59	大阪府石油健康保険組合	大阪府	○	○	○
60	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
61	大阪線材製品健康保険組合	大阪府	○	○	○
62	大阪薬業健康保険組合	大阪府	-	○	-
63	大阪読売健康保険組合	大阪府	-	○	-
64	大沢健康保険組合	東京都	-	○	-
65	大塚商会健康保険組合	東京都	○	○	○
66	オートバックス健康保険組合	東京都	○	○	○
67	オリジン健康保険組合	埼玉県	○	○	○
68	オリンパス健康保険組合	東京都	-	○	-
69	外国運輸金融健康保険組合	東京都	-	○	-
70	花王健康保険組合	東京都	○	○	○
71	科研製薬健康保険組合	東京都	-	○	-
72	神奈川運輸業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
73	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県	○	○	○

74	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県	-	○	-
75	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県	○	○	○
76	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県	○	○	○
77	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
78	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県	○	○	○
79	神奈川県鉄紅葉健康保険組合	神奈川県	-	○	-
80	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県	○	○	-
81	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県	○	○	-
82	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
83	カネカ健康保険組合	大阪府	○	○	○
84	亀田総合病院健康保険組合	千葉県	○	○	-
85	川口工業健康保険組合	埼玉県	-	○	-
86	川崎重工業健康保険組合	兵庫県	○	○	○
87	管工業健康保険組合	東京都	-	○	-
88	観光産業健康保険組合	東京都	○	○	○
89	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府	○	○	○
90	関西ペイント健康保険組合	大阪府	-	○	-
91	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都	○	○	○
92	関東信用組合連合健康保険組合	東京都	○	-	○
93	関東めっき健康保険組合	東京都	-	○	-
94	北関東しんきん健康保険組合	群馬県	○	○	○
95	キタムラ健康保険組合	高知県	○	○	○
96	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県	○	○	○
97	キャノン健康保険組合	東京都	-	○	-
98	京都銀行健康保険組合	京都府	○	○	○
99	京都信用金庫健康保険組合	京都府	○	○	○
100	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府	○	○	○
101	京都府農協健康保険組合	京都府	○	-	○

102	杏林健康保険組合	東京都	○	○	○
103	きらぼし銀行健康保険組合	東京都	○	○	○
104	近畿化粧品健康保険組合	大阪府	○	○	-
105	近畿電子産業健康保険組合	大阪府	-	○	-
106	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府	-	○	-
107	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都	○	○	○
108	倉紡健康保険組合	岡山県	○	○	○
109	栗田健康保険組合	東京都	○	○	○
110	くろがね健康保険組合	大阪府	○	○	○
111	群馬銀行健康保険組合	群馬県	-	○	○
112	群馬県自動車販売健康保険組合	群馬県	○	○	○
113	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県	-	○	-
114	計機健康保険組合	東京都	○	○	○
115	経済産業関係法人健康保険組合	東京都	-	○	○
116	経済団体健康保険組合	東京都	○	○	○
117	原子力健康保険組合	茨城県	○	○	○
118	小糸健康保険組合	東京都	○	○	-
119	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県	-	○	-
120	公庫関係健康保険組合	東京都	○	○	○
121	甲信越しんきん健康保険組合	長野県	-	○	-
122	合同製鐵健康保険組合	大阪府	○	○	○
123	鴻池健康保険組合	大阪府	○	-	○
124	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県	-	○	-
125	ゴールドウイン健康保険組合	富山県	○	○	○
126	コカ・コーラボトラーズジャパン 健康保険組合	愛知県	○	○	○
127	コニカミノルタ健康保険組合	東京都	-	○	-
128	五洋建設健康保険組合	東京都	-	○	-
129	雇用支援機構健康保険組合	千葉県	-	○	-

130	コロナ健康保険組合	新潟県	-	○	-
131	サーラグループ健康保険組合	愛知県	○	○	○
132	さいしん健康保険組合	埼玉県	○	○	○
133	埼玉県建設業健康保険組合	埼玉県	-	○	○
134	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県	○	○	-
135	酒フーズ健康保険組合	東京都	○	○	-
136	佐藤工業健康保険組合	東京都	○	○	○
137	サニーピア健康保険組合	兵庫県	-	○	-
138	サノヤス健康保険組合	大阪府	○	○	○
139	山陰自動車業健康保険組合	島根県	○	○	○
140	産業機械健康保険組合	東京都	-	○	-
141	サンゲツ健康保険組合	愛知県	○	○	○
142	サンデン健康保険組合	群馬県	-	○	-
143	三陽商会健康保険組合	東京都	-	○	-
144	シーイーシー健康保険組合	東京都	○	○	○
145	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
146	J X T Gグループ健康保険組合	神奈川県	○	-	-
147	ジェイティ健康保険組合	東京都	○	○	○
148	ジェイテクト健康保険組合	大阪府	○	○	○
149	ジェーシービー健康保険組合	東京都	○	○	○
150	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
151	静岡県自動車整備健康保険組合	静岡県	○	○	○
152	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県	-	○	-
153	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県	-	○	-
154	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
155	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県	○	○	○
156	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県	○	○	○
157	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県	○	○	○

158	静岡鉄道健康保険組合	静岡県	○	○	○
159	資生堂健康保険組合	東京都	○	○	○
160	自動車振興会健康保険組合	東京都	-	○	-
161	澁澤健康保険組合	東京都	○	○	○
162	シミックグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
163	シャープ健康保険組合	大阪府	-	○	-
164	社会保険支払基金健康保険組合	東京都	○	○	○
165	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都	○	○	○
166	松竹健康保険組合	東京都	-	○	○
167	昭和産業健康保険組合	東京都	○	○	○
168	信越化学健康保険組合	東京都	-	○	-
169	新生銀行健康保険組合	東京都	○	○	○
170	新電元工業健康保険組合	埼玉県	○	○	○
171	スズキ健康保険組合	静岡県	-	○	-
172	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都	○	○	○
173	住友共同電力健康保険組合	愛媛県	○	○	○
174	住友商事健康保険組合	大阪府	○	○	-
175	住友理工健康保険組合	愛知県	○	○	○
176	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県	-	○	-
177	製紙工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
178	生長会健康保険組合	大阪府	○	○	○
179	西武健康保険組合	埼玉県	○	○	-
180	聖隷健康保険組合	静岡県	○	○	○
181	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県	○	○	○
182	石油製品販売健康保険組合	東京都	○	○	○
183	セコム健康保険組合	東京都	○	○	-
184	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都	-	○	-
185	セメント商工健康保険組合	東京都	○	○	-

186	ゼロ健康保険組合	神奈川県	○	○	○
187	センコー健康保険組合	宮崎県	-	○	-
188	全国印刷工業健康保険組合	東京都	○	-	-
189	全国硝子業健康保険組合	東京都	○	○	○
190	全国商品取引業健康保険組合	東京都	○	○	○
191	全国信用保証協会健康保険組合	東京都	-	○	-
192	全日本空輸健康保険組合	東京都	-	○	-
193	全労済健康保険組合	東京都	-	○	-
194	総合警備保障健康保険組合	東京都	○	○	○
195	倉庫業健康保険組合	東京都	○	-	-
196	双日健康保険組合	東京都	○	○	○
197	象印マホービン健康保険組合	大阪府	○	○	○
198	測量地質健康保険組合	東京都	-	○	-
199	ソニー健康保険組合	東京都	○	○	○
200	第一三共グループ健康保険組合	東京都	-	○	-
201	ダイエー健康保険組合	東京都	○	○	○
202	大建工業健康保険組合	大阪府	○	○	○
203	大広健康保険組合	大阪府	○	○	○
204	大正製薬健康保険組合	東京都	-	○	-
205	ダイセル健康保険組合	大阪府	○	○	○
206	大同生命健康保険組合	大阪府	-	○	-
207	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県	○	○	○
208	大日精化健康保険組合	東京都	○	○	○
209	大日本印刷健康保険組合	東京都	-	○	-
210	大日本明治製糖健康保険組合	東京都	○	○	○
211	ダイハツ健康保険組合	大阪府	○	○	○
212	太陽生命健康保険組合	東京都	○	○	○
213	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府	-	○	-

214	宝グループ健康保険組合	京都府	○	○	○
215	タカラベルモント健康保険組合	大阪府	○	○	○
216	タクマ健康保険組合	兵庫県	-	○	-
217	ダスキン健康保険組合	大阪府	○	○	○
218	タムラ製作所健康保険組合	東京都	○	○	○
219	千葉県機械金属健康保険組合	千葉県	○	-	○
220	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県	○	○	○
221	千葉県トラック健康保険組合	千葉県	-	○	-
222	千葉県農協健康保険組合	千葉県	○	○	-
223	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都	-	○	-
224	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県	○	○	○
225	中部電力健康保険組合	愛知県	○	○	○
226	駐留軍要員健康保険組合	東京都	-	○	-
227	通信機器産業健康保険組合	東京都	○	○	○
228	ツカモトグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
229	椿本チエイン健康保険組合	京都府	○	○	○
230	帝人グループ健康保険組合	愛媛県	○	○	○
231	デパート健康保険組合	東京都	○	○	-
232	電興健康保険組合	東京都	-	○	-
233	電子回路健康保険組合	東京都	○	○	○
234	電設工業健康保険組合	東京都	○	○	-
235	電線工業健康保険組合	大阪府	○	○	○
236	デンソー健康保険組合	愛知県	○	○	-
237	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県	○	○	○
238	東亜合成健康保険組合	東京都	○	○	○
239	東亜道路健康保険組合	東京都	-	○	○
240	東海地区石油業健康保険組合	愛知県	-	○	-
241	東海マツダ販売健康保険組合	愛知県	-	○	-

242	東京アパレル健康保険組合	東京都	-	○	-
243	東京医科大学健康保険組合	東京都	○	○	○
244	東京エレクトロン健康保険組合	東京都	-	○	-
245	東京応化工業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
246	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都	○	○	○
247	東京織物健康保険組合	東京都	○	○	○
248	東京紙商健康保険組合	東京都	○	○	○
249	東京貨物運送健康保険組合	東京都	-	-	○
250	東京機器健康保険組合	東京都	○	○	-
251	東京計器健康保険組合	東京都	-	○	-
252	東京化粧品健康保険組合	東京都	○	-	-
253	東京港運健康保険組合	東京都	○	○	-
254	東京広告業健康保険組合	東京都	○	○	○
255	東京実業健康保険組合	東京都	○	○	○
256	東京自動車教習所健康保険組合	東京都	○	○	○
257	東京自動車サービス健康保険組合	東京都	○	○	○
258	東京証券業健康保険組合	東京都	○	○	-
259	東京スター銀行健康保険組合	東京都	-	○	-
260	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都	○	○	○
261	東京都医業健康保険組合	東京都	○	-	-
262	東京都家具健康保険組合	東京都	-	○	-
263	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都	-	○	-
264	東京都自動車整備健康保険組合	東京都	-	○	-
265	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都	○	○	-
266	東京都食品健康保険組合	東京都	○	○	○
267	東京都土木建築健康保険組合	東京都	○	○	○
268	東京都ニット健康保険組合	東京都	-	○	-
269	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都	○	○	○

270	東京都報道事業健康保険組合	東京都	-	○	-
271	東京都木材産業健康保険組合	東京都	○	○	○
272	東京都洋菓子健康保険組合	東京都	○	-	○
273	東京不動産健康保険組合	東京都	-	○	-
274	東京文具販売健康保険組合	東京都	○	○	○
275	東京薬業健康保険組合	東京都	○	○	○
276	東芝健康保険組合	神奈川県	-	○	-
277	東武鉄道健康保険組合	東京都	-	○	-
278	東北薬業健康保険組合	宮城県	○	○	○
279	トータルビューティー健康保険組合	京都府	○	○	○
280	徳洲会健康保険組合	大阪府	○	○	○
281	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	東京都	○	○	○
282	(独)都市再生機構健康保険組合	神奈川県	○	○	○
283	栃木銀行健康保険組合	栃木県	-	○	-
284	栃木県トラック健康保険組合	栃木県	-	○	-
285	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県	○	○	○
286	豊田合成健康保険組合	愛知県	○	○	○
287	豊田自動織機健康保険組合	愛知県	○	○	○
288	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県	○	○	○
289	豊田通商健康保険組合	愛知県	○	○	○
290	ナオリ健康保険組合	愛知県	○	○	○
291	長野県卸商業団地健康保険組合	長野県	-	○	-
292	長野県機械金属健康保険組合	長野県	-	○	-
293	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県	-	○	-
294	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県	○	○	○
295	名古屋木材健康保険組合	愛知県	○	○	○
296	名古屋薬業健康保険組合	愛知県	○	○	○
297	南都銀行健康保険組合	奈良県	○	○	○

298	西川ゴム工業健康保険組合	広島県	○	○	○
299	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府	○	○	○
300	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
301	ニチアス健康保険組合	東京都	○	○	○
302	ニチレイ健康保険組合	東京都	-	○	-
303	日工健康保険組合	兵庫県	○	-	○
304	日産自動車健康保険組合	神奈川県	○	○	○
305	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
306	日新製鋼健康保険組合	東京都	○	○	○
307	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都	-	○	-
308	日東電工健康保険組合	大阪府	○	○	○
309	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都	○	○	○
310	日本板硝子健康保険組合	大阪府	○	○	○
311	日本金型工業健康保険組合	東京都	-	○	-
312	日本原燃健康保険組合	青森県	-	○	-
313	日本触媒健康保険組合	大阪府	○	○	○
314	日本信号健康保険組合	埼玉県	-	○	-
315	日本製鉄健康保険組合	東京都	○	○	○
316	日本製粉健康保険組合	東京都	○	○	○
317	日本赤十字社健康保険組合	東京都	-	○	-
318	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都	○	○	○
319	日本道路健康保険組合	東京都	○	○	○
320	日本年金機構健康保険組合	東京都	○	-	○
321	日本ハウスホールディングス 健康保険組合	岩手県	-	○	-
322	日本ハム健康保険組合	大阪府	○	○	○
323	日本放送協会健康保険組合	東京都	-	○	-
324	日本マクドナルド健康保険組合	東京都	○	-	-

325	日本ユニシス健康保険組合	東京都	-	○	-
326	農林中央金庫健康保険組合	東京都	○	○	○
327	野村健康保険組合	大阪府	○	○	○
328	野村證券健康保険組合	東京都	○	○	○
329	パイロット健康保険組合	東京都	○	○	○
330	博報堂健康保険組合	東京都	○	○	○
331	長谷工健康保険組合	東京都	○	○	○
332	パナソニック健康保険組合	大阪府	○	○	-
333	パレット健康保険組合	東京都	○	○	○
334	万代健康保険組合	大阪府	○	○	○
335	バンテック健康保険組合	神奈川県	○	○	○
336	バンドー化学健康保険組合	兵庫県	○	○	○
337	東日本電線工業健康保険組合	東京都	○	○	○
338	東淀川健康保険組合	大阪府	○	○	○
339	日野自動車健康保険組合	東京都	○	○	○
340	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県	○	○	○
341	兵庫県信用金庫健康保険組合	兵庫県	○	-	○
342	ヒロセ電機健康保険組合	東京都	-	○	-
343	ファナック健康保険組合	山梨県	○	○	○
344	不二サッシ健康保険組合	神奈川県	○	○	○
345	富士通健康保険組合	神奈川県	-	○	-
346	富士電機健康保険組合	東京都	-	○	-
347	フジパングループ健康保険組合	愛知県	-	○	-
348	富士フィルムグループ健康保険組合	神奈川県	-	○	-
349	不二家健康保険組合	東京都	○	○	○
350	双葉電子健康保険組合	千葉県	○	○	○
351	不動テトラ健康保険組合	東京都	-	○	-
352	フランスベッドグループ健康保険組合	東京都	-	○	-

353	ブリヂストン健康保険組合	東京都	○	-	-
354	古河電工健康保険組合	神奈川県	○	○	○
355	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県	○	○	○
356	平和堂健康保険組合	滋賀県	○	○	○
357	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県	○	○	○
358	法政大学健康保険組合	東京都	○	○	○
359	法令出版健康保険組合	長野県	-	○	-
360	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
361	北海道医療健康保険組合	北海道	○	○	○
362	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道	○	○	○
363	北海道通運業健康保険組合	北海道	-	○	-
364	北海道農業団体健康保険組合	北海道	○	○	○
365	北國新聞健康保険組合	石川県	○	○	○
366	ボッシュ健康保険組合	埼玉県	-	○	-
367	保土谷化学健康保険組合	東京都	○	○	○
368	マーレエレクトリック健康保険組合	静岡県	-	○	-
369	前田道路健康保険組合	東京都	○	○	○
370	マキタ健康保険組合	愛知県	○	○	○
371	マツダ健康保険組合	広島県	-	○	○
372	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県	○	-	○
373	丸八真綿健康保険組合	神奈川県	○	○	○
374	三重県自動車販売健康保険組合	三重県	-	○	-
375	三重県農協健康保険組合	三重県	○	○	○
376	巴川製紙所健康保険組合	静岡県	○	-	○
377	ミサワホーム健康保険組合	東京都	○	○	-
378	三井E & S 健康保険組合	千葉県	-	○	-
379	三井化学健康保険組合	東京都	○	○	○
380	三井住友海上健康保険組合	東京都	-	○	-

381	三井住友銀行健康保険組合	東京都	-	○	-
382	三井物産健康保険組合	東京都	○	○	○
383	ミットヨ健康保険組合	神奈川県	-	○	-
384	ミツバ健康保険組合	群馬県	○	○	○
385	三菱化工機健康保険組合	神奈川県	-	○	-
386	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都	○	○	○
387	三菱自動車健康保険組合	東京都	○	-	○
388	三菱重工健康保険組合	東京都	-	○	-
389	三菱電機健康保険組合	東京都	-	○	-
390	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都	○	○	○
391	三菱マテリアル健康保険組合	東京都	-	○	-
392	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県	-	○	-
393	村田製作所健康保険組合	京都府	-	○	-
394	明治グループ健康保険組合	東京都	-	-	○
395	メイテック健康保険組合	東京都	-	○	-
396	明電舎健康保険組合	東京都	-	○	-
397	名糖健康保険組合	東京都	-	○	-
398	持田製薬健康保険組合	東京都	○	○	○
399	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
400	森永健康保険組合	東京都	-	○	-
401	ヤクルト健康保険組合	東京都	-	○	-
402	安川電機健康保険組合	福岡県	○	○	○
403	安田日本興亜健康保険組合	東京都	-	○	-
404	ヤマサ健康保険組合	千葉県	○	○	○
405	ヤマトグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
406	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県	○	○	○
407	雪印メグミルク健康保険組合	東京都	-	○	-
408	雪の聖母会健康保険組合	福岡県	○	○	○

409	ユニーグループ健康保険組合	愛知県	-	○	-
410	ユニチカ健康保険組合	大阪府	-	○	-
411	横河電機健康保険組合	東京都	○	○	○
412	横河ブリッジホールディングス 健康保険組合	千葉県	○	○	○
413	横浜銀行健康保険組合	神奈川県	-	○	-
414	横浜港運健康保険組合	神奈川県	○	○	○
415	横浜港湾健康保険組合	神奈川県	-	○	-
416	横浜ゴム健康保険組合	東京都	-	○	-
417	吉野工業所健康保険組合	東京都	○	○	○
418	読売健康保険組合	東京都	○	○	○
419	楽天健康保険組合	東京都	○	○	○
420	リクルート健康保険組合	東京都	-	○	-
421	理研健康保険組合	東京都	○	○	○
422	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都	○	-	-
423	レナウングループ健康保険組合	東京都	-	○	-
424	レンゴー健康保険組合	大阪府	○	-	-
425	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都	○	○	○
426	ワールド健康保険組合	兵庫県	-	○	-
427	早稲田大学健康保険組合	東京都	○	○	-

○ 国民健康保険組合

免除

	国保組合名	所在地
1	中央建設国保組合	東京都
2	宮城県歯科医師国保組合	宮城県
3	宮城県医師国保組合	宮城県
4	宮城県建設業国保組合	宮城県
5	福島県医師国保組合	福島県
6	茨城県歯科医師国保組合	茨城県
7	栃木県医師国保組合	栃木県

8	群馬県医師国保組合	群馬県
9	群馬県歯科医師国保組合	群馬県
10	埼玉県医師国保組合	埼玉県
11	埼玉県歯科医師国保組合	埼玉県
12	埼玉県薬剤師国保組合	埼玉県
13	関東信越税理士国保組合	埼玉県
14	埼玉土建国保組合	埼玉県
15	千葉県医師国保組合	千葉県
16	東京食品販売	東京都
17	東京美容国保組合	東京都
18	東京建設職能国保組合	東京都
19	東京土建国保組合	東京都
20	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
21	全国板金業国保組合	東京都
22	全国建設工事業国保組合	東京都
23	全国土木建築国保組合	東京都
24	神奈川県医師国保組合	神奈川県
25	神奈川県歯科医師国保組合	神奈川県
26	神奈川県食品衛生国保組合	神奈川県
27	神奈川県薬剤師国保組合	神奈川県
28	神奈川県建設業国保組合	神奈川県
29	神奈川県建設連合国保組合	神奈川県
30	長野県医師国保組合	長野県
31	長野県建設国保組合	長野県
32	静岡県医師国保組合	静岡県
33	静岡県歯科医師国保組合	静岡県
34	静岡県建設産業国保組合	静岡県
35	愛知建設連合国保組合	愛知県

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

岩手県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（☆）介護保険のみ
大船渡市、久慈市（☆）、陸前高田市、釜石市、大槌町、普代村（☆）、野田村（☆）、洋野町（☆）

〔上記以外〕
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

宮城県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福島県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ
福島市（☆）、郡山市、いわき市（☆）、白河市、須賀川市、喜多方市、田村市（☆）、南相馬市、伊達市（☆）、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町（☆）、磐梯町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村（※）、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町（※）、檜葉町、富岡町（☆）、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

茨城県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ
日立市、土浦市、古河市（※）、石岡市、結城市（※）、常総市（☆）、常陸太田市、高萩市、北茨城市、茨城町（※）、常陸大宮市、大子町、神栖市（☆）、八千代町（☆）、守谷市、つくば市、ひたちなか市、坂東市（※）、筑西市（※）、かすみがうら市、桜川市、鉾田市（※）

〔上記以外〕
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

栃木県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町、那須烏山市、小山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、壬生町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

群馬県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、草津町、高山村、玉村町、千代田町、大泉町、邑楽町（※）、みなかみ町、みどり市、東吾妻町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

埼玉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（☆）介護保険のみ

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町（☆）、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

千葉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ
千葉市（※）（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、旭市（※）、市原市（※）、鴨川市（※）、君津市、富津市、袖ヶ浦市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、横芝光町、長柄町、鋸南町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

東京都 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ（☆）介護保険のみ
大田区、世田谷区（☆）、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市（※）、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

神奈川県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

新潟県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕
上越市

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

山梨県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

富士吉田市、都留市、韭崎市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、身延町、南部町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ（☆）介護保険のみ

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市（※）、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（※）、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村（☆）、飯綱町、栄村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

静岡県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕
伊豆の国市、函南町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。